

Title	キリスト教のマカオ駐在財務担当パードレ(上)
Sub Title	On the Father procurator, stationed at Macao, of the early Catholic Church in Japan (I)
Author	高瀬 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1983
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.53, No.1 (1983. 5) ,p.1- 24
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19830500-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

キリストン教会のマカオ駐在財務担当パードレ（上）

高瀬弘一郎

日本イエズス会の財務を担当するプロクラドールは、長崎・マカオ・マラッカ・ゴア・里斯ボン・マドリード等に配置されていた。この内、長崎駐在プロクラドールについては既に小論を作成した⁽¹⁾ので、以下ここでは、長崎駐在プロクラドールと共に最も重要な役割を演じた、マカオ駐在プロクラドールについて記述してみたい。（以下とくに断わらない限り、プロクラドールとあるのはすべてマカオ駐在プロクラドールを指す）。

二

先ず初めに、歴代プロクラドールの名と、それぞれの就任・辞任の時期についてであるが、これまでに判明したところは次の通りである。

1 アンドレ・ピント。一五八七年十二月に作成された東印度管区のパードレ・イルマンのカタログに、マカオのカーザ駐在

り任命した、という意味だとすると、ピントのプロクラドール就任は一五七八年ということになろう。彼は一五八八年一月十五日以前にマカオで死亡した。⁽⁷⁾ 恐らく最後迄同職にあったものと思われる。

2 ミゲル・ソアレス。一五九二年十一月現在の日本準管区のカタログに、マカオのマードレ・デ・デウス・カーザ⁽⁸⁾駐在として、ミゲル・ソアレスについて「日本のプロクラドール」と見えている。ソアレスがマカオに行つたのは一五八七年十月であつた。⁽⁹⁾ ピントの後をついでプロクラドール職についたとみてよいであろう。ソアレスは一六〇〇年九月十日にマカオで死亡した。⁽¹⁰⁾ 彼が最後迄プロクラドール職にあつたことは確実である。というのは、一六〇一年十月十五日付長崎発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰に「日本から派遣され、彼地におけるわれわれのプロクラドールであったペードレ・ミゲル・ソアレスは、昨年シナで死亡した。⁽¹¹⁾」と見え、また一六〇四年一月二十四日付マカオ発、ヴァリニャーノのイエズス会総会長補佐宛て書翰にも「当地における日本のプロクラドールであつて、その才覚によつて日本とのコレジオを支えてきたと言えるペードレ・ミゲル・ソアレスは、既に「一」六〇〇年九月十日に死亡した。⁽¹²⁾」と記されているからである。

なおミゲル・ソアレスがプロクラドールであった時期、イルマン・ペドロ・デ・モンテアグードが部下としてこれを助けた。一六〇三年十月六日付マカオ発、ヴァリニャーノの総会長補佐宛て書翰に「イルマン・ペドロ・デ・モンテアグードはペードレ・ミゲル・ソアレスの同伴者⁽¹³⁾であったので、当地で日本のプロクラドールとして奉仕していた。」と見えている。

「私は、このコレジオにおける日本のプロクラドールに任せられた。」⁽¹⁴⁾ と記述されている。ペードレ・ヴァレンティン・カルヴァーリヨがこのコ

・ソアレスの同伴者⁽¹⁵⁾であったので、当地で日本のプロクラドールとして奉仕していた。」と見えている。

前述の通り、プロクラドールのソアレスは一六〇〇年九月十日に死亡したが、彼を有能なプロクラドールと評価していたヴァリニャーノは、その死を深く悼んだ。一六〇一年十月十五日付長崎発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰に、次のように記されている。

「ミゲル・ソアレスの死は」彼が務めていたあの職務のための多大な資質を備えた人物であったので、日本にとつて大きな損失であった。シナ「マカオ」におけるあのプロクラドールの職務も、われわれが日本に有するこのプロクラドールの職務も、強い忠誠心を備え、しかもこの職務を果すための才能と資質を持った人物を要求する。というのは、日本に対する救済と補給はすべて、彼らに依存しているからである。しかも、この職務に適した人材に、われわれは大いに不足している。

また一六〇四年一月二十四日付マカオ発、ヴァリニャーノの総会長補佐宛て書翰では、ソアレスの死を記した後で「彼が務めていた職務を継承する人々が、これ程多額の経費をまかなうことが出来るだけのすぐれた才覚と神の助力とを有するかどうか、私は知らない」と記述されている。

3 カルロ・スピノラ。一六〇二年一月二十五日付マカオ発、スピノラの総会長補佐宛て書翰に、次のように記されている。

レジオの院長として日本から着くと、直ぐに私をプロクラドールにした。というのは、巡察師から委任されてきたいくつかの用件について、市との間に決着をつけねばならなかつたからである。その上、パードレ・ミゲル・ソアレスが死亡していたこと、人々と私の関係がうまくいって、私が説教によつて彼らの間で権威をえている、ということを知つたからである。これは、当初はナウ船が日本に向けて発つ迄の四ヶ月に限つてのことであつた。しかしながら、生糸が不足したために出発しなかつたので、私は来る六月迄留ることになつた。六月には、もしも神がそれをお望みになるなら、私は日本に渡つてゐることであるう。

カルヴァーリヨは日本からマカオに行き、一六〇一年三月から一六〇九年五月迄マカオのコレジオに駐在して、その院長を務めるが、日本にいた巡察師ヴァリニャーノの指示を受けて、マカオ当局と交渉しなければならない案件があるにも拘らず、それ迄マカオ駐在プロクラドールを良く務めてきたミゲル・ソアレスは既に一六〇〇年九月十日に死亡していたので、マカオに着くや、直ちに、マカオのポルトガル人の間で人望があつたスピノラを、次のモンスーン即ち一六〇一年夏に日本に渡る迄の四ヶ月に限つてプロクラドールに任せたところ、一六〇一年夏にはマカオから日本への航海が欠航し、このためスピノラのマカオ滞在が一六〇二年夏（予定では六月）迄のび、したがつて彼のプロクラドール在任期間も延長することになつた、という事情が判る。

一六〇二年一月二十一日付マカオ発、ムティオ・ロッキの総会長補佐宛て書翰にも「パードレ・カルロ・スピノラは、現在プロ

クラドールである」と見えている。スピノラは事実一六〇二年夏日本に渡來しており、したがつて彼のプロクラドール在任期間は一六〇一年三月頃から一六〇二年夏迄であった。一六一四年十一月における日本のパードレ・イルマンのカタログには、カルロ・スピノラについて「一年間マカオにおける日本のプロクラドールであった」⁽²⁰⁾とあり、その在任期間の概算を記している。一六一三年三月二十一日付日本発、スピノラの総会長宛て書翰には「私がマカオで一年半同じ「プロクラドール」職についた時に経験したように、云々」⁽²¹⁾とあり、在任期間を正確に記している。このようにスピノラのプロクラドールの任期は短かかつたが、彼がこの職に就任したことは、イエズス会内のプロクラドール人事の上で一つの意味を持っている。というのは、従来イエズス会では、プロクラドールには四誓願立誓修士を充てないのが慣例であったが、これに対してもスピノラは、一六〇一年三月頃同職に就任した時には既に四誓願立誓修士になつており、そのスピノラをプロクラドール職につけることが会内で問題になつた。一六〇一年十月十五日付長崎発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰に次のように記述されている。

「シナ〔マカオ〕におけるあのプロクラドールの職務も、われわれが日本に有するこのプロクラドールの職務も、強い忠誠心を備え、しかもこの職務を果すための才能と資質を持つた人物を要求する。というのは、日本に対する救済と補給はすべて彼らに依存しているからである。しかもこの職務に適した人材に、われわれは大いに不足している。われわれは、時折四誓願立誓修士をこ

の職につけることによって、この不足を補うことを余儀なくされている。現に今日日本のプロクラドールがそうである。シナのプロクラドールもそうなるに違いないと思われる。これはイエズス会の慣例に反する——このプロクラドールの職務には四誓願立誓修士を用いないのが常である——ので、それがわれわれの会憲の命ずるところに反するものだとは考えないが、われわれはこれに対していくらか懸念を持たざるをえない。しかし、目下他に対策がないので、貌下の回答を得る迄このまでやつてゆく。第一に、当地における人材の不足と、その仕事の重要性を考慮して、われわれは次のように貌下に要請する。このためには特免が必要ではあるが、他に資格を備えた人物がいない限り、この職務に四誓願立誓修士を用いることが出来るよう、とにかく貌下はこの準管区に対しても特免を与えていただきたい。貌下がご存知のように、この日本準管区は基盤の確立したコレジオやカーザを有する他の諸管区と非常に異なっていること、この準管区には確かに基盤を有するカーザもコレジオもなく、すべてが布教団によって、そしてまた補給^{ブロゲッシュ}によって統轄されていること、少なくとも個々のカーザに充當された確かなレンタは全くないこと、準管区全体は、教皇聖下が与えた年金^{ペニギン}、国王陛下が給付する何らかの俸祿^{オカナード}、その他シナから日本にもたらされる生糸からの収益といったレンタよりも、喜捨によって維持されるところが大きく、これによって当地にいる立誓修士^{プロフェッソ}や修士補^{コアシスト・フィルマー}の全員が養われていること、そのため、われわれが当地やシナに有するプロクラドールたちは、人々

呼ぶことが出来る、ということ、それ故、丁度ゴアのカーザ・プロフェッサにおいて永い間四誓願立誓修士がプロクラドールであったように——今もそうであるかどうかは知らないが——「プロクラドールが」立誓修士であることについて特免を与えることが一層容易に出来るものと思われるということ——以上の点を考慮するのも、「特免を与えることを」容易にすることである⁽²³⁾。

右の書翰の内容を整理すると次の通りである。

一、マカオ駐在および日本駐在プロクラドールに要求される資質を備えた人材は乏しい。それ故時折四誓願立誓修士をこの職に充てることを余儀なくされる。

二、現に日本駐在プロクラドールがそうである。マカオ駐在プロクラドールもいざれそうなるであろう。

三、これはイエズス会の慣行に反するが、会憲に反しているわけでもないようであるし、総会長の回答を得る迄このまま続けてゆく。それ故、当準管区で立誓修士をプロクラドール職につけることについて、特免を与えてもらいたい。

四、日本準管区は他の管区と異なり、カーザやコレジオが確かな基盤を持たず、これらすべてが他から要員を派遣し、必需品を補給することで運営されている。

五、しかも全体として、教皇給付金・国王給付金・貿易収入等よりも喜捨に依存する面が大きい。したがってマカオ駐在および日本駐在プロクラドールは、これら喜捨を管理するプロクラドールと呼ぶことが出来る。

右の記事内容の二であるが、この当時（一六〇一年十月）長崎駐在プロクラドールはジョアン・ロドリーゲスであり、彼は一六〇一年四誓願立誓修士になっていた。⁽²⁴⁾一方マカオ駐在プロクラドールも、前述の通り同一六〇一年三月頃以来立誓修士のスピノラが就任していたが、ただ一六〇一年夏にはマカオから日本へのポルトガル定航船が欠航したので、ヴァリニャーノは同年十月に日本で右の手紙を書いた時には、そのことをまだ知らず、そのため右のような記述の仕方になったものであろう。次に五において、ヴァリニャーノは日本準管区は全体として喜捨を主な財源として運営されており、したがってそのプロクラドールはこの喜捨を管理する職務にすぎない、ということを述べているが、これはゴアのカーザ・プロフェッサのプロクラドールはこの喜捨を管理する職務にすぎない、ということを印象付けて、日本関係プロクラドールに立誓修士が就任した前例があるところから、日本準管区のプロクラドールの職掌がこれと類似していることを印象付けて、日本関係プロクラドールに立誓修士を充てることについての許可を得るのを容易にしよう、という思想からであることは明らかである。日本準管区全体の財源の中で、喜捨の占める割合など全く微々たるものにすぎない。

右のようなヴァリニャーノの書翰を受け取った総会長が、この件でいかなる意思表示をしたかというと、一六〇六年十一月十二日付で総会長アクワヴィーヴァがヴァリニャーノ宛てた書翰に、次のように記されている。

「マカオとシナのプロクラドールたちに関して、御地での職務を遂行する者が帶びている必要がある重要性と権威の故に、四誓願立誓修士がこの職務を行うことについての許可を尊師は求め

ている。すでに先年、パードレ・カルロ・スピノラがマカオにおけるプロクラドールになることについて、尊師が同様の許可をわれわれに求めてきた際に、われわれが尊師に与えた回答から、尊師はわれわれの意思と見解を了解していることである。その時われわれが言つたように、そしてまた尊師がわれわれの会憲に極めて精通しているように、総会長の意図は、立誓修士はそのような世俗に関する職務ではなく、われわれの聖務や靈魂の利益による職務に従事すべきだというものだということは、はつきり推し量ることが出来る。そこでは争論は存在しないとはいっても、この点納得はいかない。というのは、結局のところプロクラドールの主要な職務は世俗的な事柄に応ずることであつて、これは立誓修士の本務から外れたことであり、われわれの創立者である福音の意図にそぐわないからである。しかし、御地で同職務のための人材が不足していることを考慮して、われわれは、尊師が同プロクラドール職を継承しうるだけの資格を備えた人物を見出しますで、現在これを行なつてているプロクラドールたちが続けてやってゆくことを許可する。」⁽²⁵⁾

文面から明らかにように、これは先の一六〇一年十月十五日付ヴァリニャーノの書翰に対する回答ではなく、立誓修士スピノラがプロクラドールに就任することのは非についての回答は、これ以前にヴァリニャーノ宛て送られていたようである。しかしその内容も、恐らく右の書翰と同じような趣旨のものであった、と推定出来る。すなわち、立誓修士がプロクラドールに就任することには原則として反対であるが、他に人材を欠く以上、布教地でと

た措置を追認する、というものに過ぎない。このようなわけで、極東布教地におけるプロクラドールの人事は、ヴァリニヤーノラの思惑通りに進められていったと言つてよい。それは、別稿に記したように、元来イルマンが務めてきたプロクラドールの著しい要職化であり、それはまた取りも直さず、プロクラドールの活動に依存するところの大きい教会活動のあり方への変貌を意味するものであった、と言えよう。

4 マノエル・ガスパル。一六〇三年十月現在のシナ・日本準管区のカタログに、マカオのマードレ・デ・デウス・コレジオ駐在者として、「⁽²⁹⁾ペードレ・マノエル・ガスパル」について「日本のプロクラドール」と記されている。ガスパルは一六〇三年一月日本を発ち、同年二月十日か十一日にマカオに着き、さらに一六一五年一月インドに帰った。この間、彼はプロクラドールを五年間務めた。⁽³⁰⁾すなわち、前任者スピノラが一六〇二年夏まで同職を務めて日本に渡つたのであるから、ガスパルはその後をついで、一六〇三年二月のマカオ到着後直ちに就任したものであろう。五年間といえば一六〇七年までということになる。一六〇六年十一月十五日に作成されたマカオ駐在ペードレ・イルマンのカタログには、ガスパルについて「日本のプロクラドール」と記されている。後述の通り、次のセバステイアン・ヴィエイラの就任との関連で、その直後には辞任したものと思われる。

なお、右の一六〇六年十一月十五日に作成されたマカオ駐在ペードレ・イルマンのカタログには「日本人イルマン・アンドレが日本のプロクラドールを助ける。」と見えており、プロクラドール

・マノエル・ガスパルを補佐したのが、アンドレと称する日本人イルマンであったことが判る。

5 ゼバステイアン・ヴィエイラ。一六〇八年のマカオ・コレジオのペードレ・イルマンのカタログに、セバステイアン・ヴィエイラについて「日本とシナのプロクラドール⁽³³⁾」と見えている。プロクラドールに就任した時期であるが、一六〇八年一月二十八日付マカオ発、ヴィエイラの総会長宛て書翰に「私は一万五〇〇クルザドの負債とともにこのプロクラドール職にいた。⁽³⁴⁾」と記されており、右の日付以前に就任したことは明らかであるが、一六一四年十一月に作成された日本のペードレ・イルマンのカタログに、ヴィエイラについて「三年間マカオにおける管区のプロクラドールであつた。」と記されている。後述の通り、次のプロクラドール・ジョアン・コエリョは、一六〇九年一月十五日にはすでに就任していたので、更迭は当然それ以前になる。一方、前述の通り一六〇六年十一月十五日現在では、前任者マノエル・ガスパルがまだ在職中であり、ヴィエイラ自身一六〇六年にはまだ日本にいた。したがって、彼のプロクラドール就任は早くても一六〇六年末⁽³⁵⁾と一六〇七年初であつた公算が大きい。彼がプロクラドール職を解かれた事情について、一六一二年三月十八日付長崎発、スピノラの総会長宛て書翰に、次のように記されている。

「ペードレ・ゼバステイアン・ヴィエイラについては、管区内が満足していないどころか、彼はカーナ内外の人々に対しても非常に怒りっぽい上に傲慢で、全く修道士らしからぬ荒々しい言葉ですべての人々に応対する人間だと思われている。この点余りにひ

どいので、マカオにおけるプロクラドールの職務から外された。⁽³⁷⁾

すなわち、ヴィエイラのプロクラドールとしての——否それ以前に聖職者としての資質に難があり、恐らく会内外の批判が高まつたので、プロクラドール職を解かれたことが判る。

なお、前引一六〇八年のマカオ・コレジオのパードレ・イルマンのカタログに、イルマン・ディオゴ・レイタンについて「日本⁽³⁸⁾のプロクラドールのパードレの同伴者」と見えている。ヴィエイラのプロクラドール職を補佐したイルマンの名が確認出来る。

6 ジョアン・コエリョ。一六〇九年一月十五日に作成されたマカオのコレジオに駐在するパードレ・イルマンのカタログに、ジョアン・コエリョについて「日本のプロクラドール⁽³⁹⁾」と記されている。また一六〇九年十一月十二日付シナ「マカオ」発、ジョアン・コエリョの「日本イエズス会のカーザ・人員・レンタ・経費の数値に関する簡潔な報告」に「自分は現在マカオにおける日本⁽⁴⁰⁾のプロクラドールである」と見えている。コレジオは一六〇八年まで日本にいたが、その後マカオに渡り、一六一一年一月二十七日マカオで死亡した。⁽⁴¹⁾恐らくは一六〇八年末⁽⁴²⁾一六〇九年冒頭にマカオに着いて、直ぐにセバスティアン・ヴィエイラに代ってプロクラドール職につき、最後までその職にあつたものと思われる。クーパー氏はコエリョの死にともないプロクラドールは空席になった、と記している。

なお、一六〇九年一月十五日に作成されたマカオ・コレジオ駐在パードレ・イルマンのカタログに、日本人イルマン・アンドレ⁽⁴³⁾について「日本のプロクラドールを補佐する。」と記されている。

7 マノエル・バレート。一六一五年一月に作成されたマカオのコレジオのパードレ・イルマンのカタログには、パードレ・マノエル・バレートについて「日本のプロクラドール⁽⁴⁴⁾」と記されている。バレートは一六一三年に日本からマカオに着き、そして一六一七年に再び日本に渡った。⁽⁴⁵⁾一六一七年十月現在のマカオのマードレ・デ・デウス・コレジオのパードレ・イルマンのカタログには、彼について「四年間当コレジオにおける日本のプロクラドールであった。」と記されている。一六一三年のマカオ到着後ただちに就任したものであろう。辞任の時期は、後述の通り次のプロクラドール・ボルジエスの就任が一六一六年八月一日であるところから、同年七月末であつたことが判明する。

一六一六年一月に作成されたマカオのコレジオ駐在パードレ・イルマンのカタログに、イルマン・アンドレ・ピントについて「日本のプロクラドールの補助者⁽⁴⁶⁾」と見え、当時のプロクラドールの補佐イルマンの名が判明する。

8 マノエル・ボルジエス。一六一八年六月に作成されたマカオのコレジオに駐在するパードレ・イルマン、およびコチンシナ布教団のカタログに、ボルジエスについて「日本のプロクラドール⁽⁴⁷⁾」と見えている。彼がこの職に就任した時期については、「パードレ・マノエル・バレートが一六一六年八月に日本に行くに当つて、自分の後継者パードレ・マノエル・ボルジエスに渡したこの管区のプロクラドール職の諸事の覚書」という文書があり、また、一六一六年八月一日から一七年八月三十一日迄のプロクラドール・ボルジエスの会計報告に「私がプロクラドール職について

[一六一六年八月一日に始まり、⁽⁵⁰⁾「云々。」と記され、バレーーの辞任が一六一六年七月末、ボルジエスの就任が同年八月一日であったことが判明する。ボルジエスは一六一二年八月日本に渡来、一六一四年十一月他の宣教師と一緒に日本から追放され、一六二一年頃再び来日した。⁽⁵¹⁾この間マカオにいたものであろう。そしてこのマカオ滞在中にプロクラドールを務めたわけであるが、ただ彼が同職にあつた在任期間については、いささか疑問がある。というのは、前述の通り彼は一六一六年八月一日に就任したことが判明しているにもかかわらず、一六一七年六月に作成された日本のペードレ・イルマンのカタログに、ボルジエスについて「三年間日本⁽⁵²⁾のプロクラドールであつた。」と記述されているからである。これがマカオ駐在プロクラドールのことであることは確実である。というのは、右に記した通り彼は一六一二年八月から一四年十一月まで日本にいたが、この間の長崎駐在⁽⁵³⁾プロクラドールがボルジエスでなかつたことははつきりしているからである。それ故、プロクラドールを三年務めたという右の記述については、二通りの解釈が可能であろう。第一に、この「三年間」を正確なものだとすると、彼はジョアン・コエリョの死（一六一一年一月二十七日）後一六一二年八月日本に渡るまでの間同職を務めたものかも知れない。第二に、右の一六一七年六月作成カタログの記述の信憑性そのものを問題にする必要がある。というのは、一六一七年六月に作成されたカタログに三年間プロクラドールであった旨記されていたが、ボルジエスは一六一七年六月以後も引つづき同職にあつたにもかかわらず、一六二〇年九月に作成された日本・マ

カオ・フィリピン・コチンシナに駐在する日本管区のペードレ・イルマンのカタログにも「三年間マカオのコレジオにおける日本⁽⁵⁴⁾のプロクラドールであつた。」と記され、さらに一六二三年十二月に作成された日本・マカオ・フィリピン・コチンシナに駐在する日本管区のペードレ・イルマンのカタログにも同じ記載が見られ、したがつて先の「三年間」の記述の信憑性そのものに疑問が持たれるからである。ボルジエスが一六一七年六月以降もプロクラドールを続けていたことは、前引一六一八年六月のカタログの記事、および一六一八年十一月二十日付マカオ発、ボルジエスの総会長宛て書翰に「今でも私は当日本管区のプロクラドールの職務にあるので、⁽⁵⁵⁾云々。」と記されているところから明らかである。なお、前引一六一八年六月作成のマカオのコレジオ駐在ペードレ・イルマン、およびコチンシナ布教団のカタログに、イルマン・アントニオ・ピニヤンについて「日本のプロクラドールの同伴者」と見えている。ボルジエスの補佐を務めたイルマンの名が確認出来る。

9 セバステイアン・ヴィエイラ。一六二〇年九月に作成された日本管区のペードレ・イルマンのカタログ中、マカオのコレジオの欄のペードレ・セバステイアン・ヴィエイラについて「日本⁽⁵⁶⁾のプロクラドール」と記し、同じ欄のマノエル・ボルジエスについてはその旨の記載がない。⁽⁵⁸⁾すなわち、右の年月以前にプロクラドールがボルジエスからヴィエイラに替つたことが判る。同じ一六二〇年九月に作成された日本・マカオ・フィリピン・コチンシナに駐在する日本管区のペードレ・イルマンのカタログにも、ヴ

イエイラについて「現在再度マカオにおける管区のプロクラドールである。⁽⁵⁹⁾」と見える。一六二三年十二月に作成された日本・マカオ・フィリピン・コチンシナ駐在日本管区のパードレ・イルマンのカタログには、ヴィエイラについて「六年間マカオにおける管区のプロクラドールであった。⁽⁶⁰⁾」とある。前述の通り、彼は先に三年この職を務めたから、この度のプロクラドールの在任期間が三年であったことが判る。後述のように、彼は一六二二年十一月まで在職した。一方彼は一六一九年十一月日本からマカオに戻つた。⁽⁶¹⁾ すなわち、マカオ到着後直ちに就任したものと考えてよい。

前述のように、ヴィエイラは先に一六〇八年年末頃まで同じ職にあつたが、悪評のために解任された。その後彼は日本に渡来して、一六〇九年頃から一六一二年初まで長崎駐在プロクラドールを務めたが、これまた不評のために職を解かれている。このように二度までもプロクラドールとして悪評であった人物を、ここまで同じ職に起用したのはいかなる事情によるものか、不明である。

それほどまでに入材に不足していたと言つべきであろうか。

一六二二年十一月一日付マカオ発、ガブリエル・デ・マトスの総会長宛て書翰に「[パードレ・セバステイアン・ヴィエイラは]日本のプロクラドールであるので、云々」⁽⁶²⁾ とあり、当時なおその職にあつたことが判る。もつとも、次に述べるように、その後にはジョアン・ロドリーゲスに替つたようである。

一六二〇年九月に作成された日本管区のパードレ・イルマンのカタログに、マカオのコレジオ駐在として、イルマン・アントニオ・ピニャンについて「日本のプロクラドールの同伴者」とある。

一六二〇年九月に作成された日本・マカオ・フィリピン・コチンシナに駐在する日本管区のパードレ・イルマンのカタログにも、イルマン・アントニオ・ピニャンについて「マカオにおいて日本のプロクラドールを補佐する。⁽⁶⁵⁾」と記されている。ボルジエスの時代から引きつき、ヴィエイラに対しても彼がその職務を補佐したことが判る。

10 ジョアン・ロドリーゲス。一六二三年十二月に作成された日本・マカオ・フィリピン・コチンシナ駐在日本管区のパードレ・イルマンのカタログに、パードレ・ジョアン・ロドリーゲスについて「現在もマカオにおける日本のプロクラドールである。⁽⁶⁶⁾」と記述されており、したがつて一六二二年十一月から一三一年十二月までの間に、ロドリーゲスがヴィエイラに替つてプロクラドールに就任したことが判るが、一六二四年一月二十八日付マカオ発、ロドリーゲスの総会長宛て書翰の次の記事は、この更迭の時期を一層明確にする。

「私がパードレ・セバステイアン・ヴィエイラからプロクラドール職を受け継いだ時、私が彼から受け取つた収入としては、私が徵収した家賃、われわれの債権の証文——この内のいくつかは回収不能の恐れがあるものである——およびゴアのプロクラドールが送つてきた銀と補給物資・衣服であつて、この額は、当プロクラドール事務所において二万二九二一に達した。この内、「一」六二三年十二月一日から「一」六二三年の同日までの一年で一万一三〇九タエルを費した。⁽⁶⁷⁾

右の記事は、ロドリーゲスがヴィエイラからプロクラドール職

を受け継いだ時期が、一六二二年十二月一日より以前であったことを示している。すなわち、この時のプロクラドール職の更迭が、一六二二年十一月中に行われたことが判明する。一六二五年十月三十日付マカオ発、ウェンセスラオ・パンタレアンの書翰に「プロクラドールであるパードレ・ジョアン・ロドリーゲス云々⁽⁶⁸⁾。」と見え、さらにロドリーゲス自身、マカオから一六二六年十一月二十一日付⁽⁶⁹⁾で日本管区プロクラドールとしての報告書を総会長に送っており、この当時在職していたことが確認出来る。ロドリーゲスは一六三三年八月一日マカオで死亡した⁽⁷⁰⁾。彼がいつまでプロクラドールを務めたかは不明である。

11 ジョアン・バティスタ・ボネリ「ジョヴァンニ・バッティスタ・ボネリ」。一六三五年九月に作成されたマカオのコレジオのパードレ・イルマンのカタログに、パードレ・ジョアン・バティスタ・ボネリについて「日本のプロクラドール」と記され

ている。この当時彼がプロクラドールであったことが判明する。12 バルトロメウ・デ・シケイラ。一六三七年四月十六日付マカオ発、日本の巡察師の在フィリピン、マルチエロ・マストリリ宛て書翰に「当地における日本のプロクラドール、パードレ・ベルトラメウ・デ・シケイラ」とあり、一方パードレ・ジョアン・バティスタ・ボネリは「当地の院長」と記されている。すなわち、この時にはすでにプロクラドールがボネリからシケイラに替っていたことが判る。

以上記述してきたところに基づいて、歴代プロクラドールの名前、就任・在任中・辞任の時期、補佐イルマンについて表示してみる。

プロクラドール	就任	在任中	辞任	補佐イルマン
アンドレ・ピント	一五七八年九月	一五八七年一二月	(一五八八年一月一五日以前に死亡)	
ミゲル・ソアレス	不 明	一五九二年一月	一六〇〇年九月(死亡)	ペドロ・デ・モンテアグード
カルロ・スピノラ	一六〇一年三月九月	一六〇三年二月九月	一六〇二年六月	
マノエル・ガスパル	一六〇六年一月	一六〇六年一月	不 明	アンドレ
セバスティアン・ヴィエイラ	一六〇六年九月	一六〇八年九月	一六〇八年九月(死亡)	ディオゴ・レイタン
ジョアン・コエリョ	一六〇九年九月初九月	一六一一年一月九月	(死亡)	アンドレ

マノエル・バレー	一六一三年カ	一六一六年七月末	アンドレ・ピント
マノエル・ボルジェス	一六一六年八月一日	一六一八年一月	アントニオ・ピニヤン
セバスティアン・ヴィエイラ	一六一九年年末	一六二二年一月	アントニオ・ピニヤン
ジョアン・ロドリーゲス	一六二三年一月	一六二六年一月	不明
ジョアン・バプティスタ・ボネリ	不 明	一六三五年九月	不 明
バルトロメウ・デ・シケイラ	不 明	一六三七年四月	不 明

プロクラドールには、巡察師ヴァリニャーノ、同パシオ、同ヴィエイラによって順次作成補足された規則が定められていた。ヴァリニャーノが作成したものにパシオが若干補足した規則(一六

一七年五月五日付でヴィエイラがあらためて遵守を命ず)、およ

びヴィエイラが補足作成した規則(一六一八年六月十日付)が現

在伝存している。当初ヴァリニャーノによつて作成されたものが基本になつてゐるはずであるが、それが作られたのが何時のことかは不明である。ただ、一五八〇年六月二十四日付ヴァリニャーノ作成の「日本の上長のための規則」に対する、八二年二月十二日付の補足事項⁽⁷⁶⁾の所に「その地〔マカオ〕に日本のプロクラドールとして駐在する者に、彼の規則を遵守させるよう。」とあり、右の日付以前にその規則がすでに作られていたことが判る。しかも右の補足事項にこの記載が見られるところから、一五八〇年六月二十四日以降八二年二月十二日以前にプロクラドールの規則が

1 商業活動

日本イエズス会はさまでまな商業活動に關係した。そしてその商業活動は、主としてマカオと長崎の両所に駐在するプロクラドールによつて行われたと言つてよい。規則ではこの点、日本向けの投資を毎年入念かつ忠実に行うよう指示し、適時良質の品を明細な目録を添えて日本に送るべきことを命じ、そして貿易の具体的な内容として、生糸については、アルマサンに日本イエズス会が参加することに關してマカオ市とイエズス会との間で結んだ契約⁽⁷⁷⁾を遵守すべきこと、それ以外は金に投資すべきこと、金には毎年少なくとも四〇〇〇タエルを投資すべきこと(生糸は、契約によつてイエズス会の持ち分のピコ数が定められている)を指示して

いる。⁽⁸²⁾しかし、この、商業活動は生糸と金に限るという指令はその後守られることなく、生糸についてはマカオとの契約を逸脱し商行為を行い、そしてさらに生糸・金以外の商品をも扱うようになつたことについては、これまでに私がいろいろな機会で明らかにしてきた通りである。⁽⁸³⁾それ故、ヴィエイラが作成した規則（一六一八年）では、この点「反物や他の雑品については、生糸三〇ないし四〇ピコの価以上⁽⁸⁴⁾のものを危険を冒して送ってはならない」と規定している。商品を日本に輸送する場合の、海上の危険を避ける狙いであるが、生糸・金以外の商品を取り扱うことを前提とした規定であることが判る。

前述の通り、プロクラドールは、長崎駐在プロクラドールとともに、日本イエズス会の商業活動を進めてゆく上で中心的役割を演じたが、しかしその商業活動は、会員たるプロクラドール一人の活躍だけでは、実を上げることが出来ないことは言うまでもない。資金調達・仕入・輸送・販売・送金等の業務を行うには、然るべき友好商人たちの協力を必要とした。規則では、この点について、仕入・売上金の徴収・受託した商行為の代行等を依頼出来る、信用のおける信徒を何人か確保するよう命じている。⁽⁸⁵⁾そして彼らを訪問することを許している。彼らとの友好関係を推持するために、相当の配慮をしていたわけである。会が融資を受けねばならない場合は、これら友好商人からの借入に頼るべくで、通常の借入金は早急に返済するよう、指示している。⁽⁸⁶⁾これは、友好商人以外から融資を受けると、融資の条件が悪いばかりでなく、何よりもそれが日本イエズス会の信用を貶すことになるのを慮つて

のことであろう。借金の返済に当り、適宜彼ら友好商人に依頼すべきことも指示した。⁽⁸⁸⁾現にこの種の日本イエズス会にとっての友好商人が何人か存在したが、その中でも最も重要なペドロ・マルティンス——ヴィセンテ・ロドリーゲス一族の教会との結びつきとその活動等については、別稿で取り上げた。

商業活動を行う上で最も重要な要素の一つである資金の点については、次のように規定している。プロクラドールが行なった商行為は多岐にわたつたが、中でも主要なものが広東での仕入であったことは明らかである。当然プロクラドールの許には、多額な資金が集められていたはずである。それは、日本・スペイン・インド・マラッカ等から送られてきたかねや、マカオでの収入⁽⁹⁰⁾、および借入金とから成つていた。この内、日本のかねの他への流用ということでは、日本から送られてくるかねは比較的問題ないが、ヨーロッパ・インド・マラッカからのかねについては、常に流用される危険にさらされていた、と言える。それ故、そのような事態を避けるために、日頃ゴア駐在プロクラドールおよびマラッカ駐在プロクラドールと緊密に連絡をとり、会計報告を求めるよう、命じている。⁽⁹¹⁾いずれにせよ、プロクラドールは膨大な額の資金を必要としたことは言うまでもない。この点について、規則は、予備の資金として常時四〇五〇〇タエルを手許に確保しておくことを命じている。予備の資金があれば、それだけ有利な仕入が出来るばかりでなく、海難等の事故があつても、そのための打撃を最少限に食い止めることが出来るからである。

ところが、ヴァリニャーノは一五九〇年十一月五日付、日本イ

エズス会第二回全体協議会裁決の中で、マカオに八〇〇〇一万
クルザドまでの資金を預けるよう指示し⁽⁹³⁾、一五九一年に彼が作成
した「日本のプロクラードールの規則」では、一万タエルまでの額
を預けるようにと命じている。前述の通り、ヴァリニャーノがこ
の規則を作ったのが一五八〇年六月二十四日⁽⁹⁴⁾と八二年二月十二日
であった、という推測が成り立つなら、約一〇年間における日本
イエズス会の経済活動の拡大が、右の金額に反映していると言え
よう。

また日本イエズス会に属するかね、日本でレスポンデンシアで
借りたかねを、日本教界以外の用途に使用したり貸与したりして
はならない旨、厳しく命じている。⁽⁹⁵⁾さらにこれに関連して、他人
に対し金銭上の保証人になってはならない、ということを命じて
いる。かね——銀——と金の保管に関しては、これを金庫に入れ
ておいて、その鍵はプロクラードールだけが所持すべきこと。帳簿
を所持して、出納に当つてそれを明記すべきこと、を指示してい
る。⁽⁹⁶⁾

この貿易資金の問題には借入金のことが関わっている。日本イ

エズス会はその商業活動を自己資金のみで行なつたわけではな
く、借入金もそこでかなりな比重を占めていたからである。この
点について規則が如何なる指示を与えているかと、ヴァリ
ニャーノとパシオの作成した規則ではこの借入金の問題について
言及しておらず、ヴィエイラの規則のみがこの点の規定をしてい
る。すなわち、日本教会のためにレスポンデンシアで借用をして
はならない、と命じた。⁽⁹⁸⁾日本イエズス会が日本においてこのレス

ポンデンシアによつてかねを借りることは、恐らく一六一二年頃
から行われるようになったが、同じヴィエイラ作成の規則の中に
も「日本でレスポンデンシアによつて借用したかねが送られてき
ても、そのかねは決して消費してはならない。それどころか、こ
の銀は第一番に投資して、日本に「その仕入れた品物を」送らな
ければならない。」との規定が見られ、日本においてレスポンデン
シアで借金をすることについては禁じていない。プロクラードール
がレスポンデンシアによつて借りること——すなわちマカオで借
りること——を特に禁じているわけであるが、これは先に記した
ように、同じ規則で、プロクラードールが融資を受ける必要がある
時には、イエズス会の友好商人からの借入金に頼るようにして、
通常の借入金は早急に返済するよう指令していることと関連し
ておる、と言うべきであろう。マカオにおいては、日本における
場合と異なり、イエズス会は有力な友好商人たちを持ち、彼らか
ら有利な条件で融資を受ける道があり、全くの商業ベースの上に
立つた投機性のあるレスポンデンシアによる借入に頼る必要は少
なかつたのであるう。

規則はさらに送金の問題を取り上げている。日本イエズス会の
商業活動は決してマカオ＝長崎間に限られるものではなく、それ
よりはるかに広域にわたる商業網を張りめぐらしていた。当然そ
れにもなつて広域に及ぶ商品の輸送と送金が行われたわけであ
る。そしてこの送金については、現金を送ることをせずに、手形
をもつてすることが広く行われた。この点について規則は、プロ
クラードールに対し、確かにかねを受け取つた上でなければ、手形

を作つてそれをインドやポルトガルに送り、そのイエズス会（プロクラドール）がかねに換えることをしてはならない、と指示し、またポルトガルのイエズス会（プロクラドール）に、それを現金化するだけの資金能力があることが確実な場合以外は、ポルトガルに手形を送つてはならない、と命じた。

*

以上は、いずれも日本イエズス会が財源調達のために行なった商業活動に関する規定ばかりであるが、イエズス会が行なつた商行為はそれだけでなく、外部の者のための貿易の仲介斡旋があつた。マカオと長崎に駐在する二人のプロクラドールは、この種の商業行為の主要な担手でもあつた。これに関する規則の定めとしては「日本の上長たちやプロクラドールが依頼した物を、常に買入ること」⁽¹⁰³⁾といつた指示は、この種の行為を念頭に置いたものだと言つてよいであろう。また「インドのどこかのコレジオまたはカーザから、当地で何らかの物を買つたり、商つたりしてもらいたい、との依頼があつたら、全員のプロクラドールとして、出来る限りの慈悲と努力を傾けてそれを行うこと」⁽¹⁰⁴⁾といつた一項もある。日本関係ではないが、これも同じ趣旨を含むものと言うべきであろう。このように、貿易の仲介斡旋に関する規則の規定はまことに簡単なものであったが、プロクラドールにとって最も厄介な業務の一つがこれであつた、と言つてよいようである。もつともこの貿易仲介斡旋の行為は、一六一二年の巡察師パシオの服務規定によつて明確に禁ぜられた。この服務規定によつて、その後この種の行為がすべて断たれたわけではないが、矢張りこれ

が相當に規制効果があつたことは間違いない。したがつて、ヴィエイラの規則（一六一八年）にこの件についての規定がないのは、特に規定する必要がなかつたからである。

この貿易仲介斡旋は、依頼者が日本人の場合、長崎駐在プロクラドールを介してプロクラドールの許に銀が送られて商品の注文があり、それに応じてプロクラドールが広東等でその注文品を購入して日本のプロクラドールに送る、という手順をとつた。一六一八年九月十九日付日本発、フランシスコ・ヴィエイラの総会長宛て書翰に、次のように記述されている。

「最も評判になり、非難を買つたことは、パードレたちが天下の殿のみでなく（彼に対しても断るのは困難であった）、その他多くの殿や領主たち、われわれの友である多數の一般の日本人、われわれの管理下にあつた長崎の病院、および司教の銀を自分たちのルートで無制限にマカオに送つたことである。これららの銀の大部分は、われわれのプロクラドールを経て別のマカオのわれわれのプロクラドールに宛て日本から搬出された。マカオのプロクラドールは、その銀を投資し、「購入した財貨を」日本に返送した。このことはマカオや広東市場で非常に評判になつて躊躇となり、「云々」⁽¹⁰⁵⁾マカオや広東市場で非難を浴びたのは、イエズス会士が貿易の仲介斡旋を行うこと自体についてであつたが、プロクラドールがこの行為を行う過程で、依頼者との間にいろいろな悶着が生じることがあつた。一六一五年十一月五日付マカオ発、マノエル・ディアスの総会長補佐宛て書翰に、次のように記されている。因に、ディアスは、プロクラドールが駐在したマカオ・コレジオの

院長を永く務めた経験があつた。⁽¹⁰⁷⁾

「彼〔フランチエスコ・パシオ〕が日本において行い、同意したいくつかの事柄は、私を満足させるものではなかつた。すなわち、当地と長崎に駐在する管区の二人のプロクラドールが介入している大がかりな商業活動がそれであつた。なぜなら、「長崎駐在プロクラドールが」三万・四万、年によつては七万タエルを、投資して送り返してもらうために、「プロクラドールに」送つてきて、そのために、当市全体およびインドからマカオに来てすべてを知つた商人たちが不満を言つたが、それだけでなく、次のようなことが起つたからである。世俗の人々が長崎のプロクラドールに対し、イエズス会のルートでいくらかのかねを当地に送ることを頼んだ。彼はそれを引き受け、そして儲けることを考えてそのかねで竜涎香を買い、当地のプロクラドールに對して、船が着き次第、直ちに、当地「マカオ」に送るために自分にかねを渡した某「これは单数形であるのに對し、長崎プロクラドールに実際にかねを渡した者のことは「世俗の人々」と複数形である。また情況から判断しても、長崎でかねを渡した當人に、マカオ着港後直ちに同額のかねを返すとは考えられない。そこで、この「某」とは、後述するように、この場合の委託貿易の受託者のことではないであろうか」に、それだけのかねを与えるよう書き送つた。

マカオのプロクラドールは「それだけのかねを」持つていなかつたので、そのかねの持主にとつて好都合な時にそれを与えることをしなかつた。そこで、彼と当市全体は、彼が渡した——貸与ではなく、同じかねの形で当地に送つてもうるために——かねをパ

ードレたちが利用してしまつたことを知つた。そこで、当地で彼に對する支払いが遅れ、そのために損害を与えることになつた。当市のプロクラドールは、他の人々からかねを借りてこれを支払おうとした。そうしたところ、その人々は、パードレたちは自分の資金を基に自分のために儲けて生活している人々から借金をして、それで同じような投資と商業活動をしようとしている、と不満を言つた。⁽¹⁰⁸⁾

右の史料によつて次の事実が判る。

一、マカオと長崎に駐在する二人のプロクラドールが介在して行われた貿易の仲介斡旋は、年額三万と七万タエルに上つた。これは、マカオにおいて大きな非難を買つていた。

二、ある時、何人かの世俗の人々が長崎のプロクラドールに対し、イエズス会のルートによるマカオへの送金を依頼した。同プロクラドールは、そのかねを資金に竜涎香を商つて収益を上げることを図り、プロクラドールに書き送つて、着船次第、手持のかねの中から預つただけの額のかねを指定の者に渡すよう、指示した。この長崎プロクラドールに送金を依頼した世俗の人々といふのは、マカオ貿易に関わりの深い国内の有力商人であろうし、またマカオでそのかねを受け取ることになつたのは、それらの国内商人と取引面で結びつきを持っていたポルトガル商人であろう。このポルトガル商人は、マカオでかねを受け取つて指定の商品を仕入れ、日本の出資者たちの許に交付する任務を負つていたようである。これはすなわち、別稿で取り上げたマカオ＝長崎間における委託貿易——一六三〇年代

に末次平蔵らが行なつた事例については、史料的にかなり明細に判明する——そのものが、ここで行われたと言つてよいようである。そしてこのようない推定が可能ならば、その委託貿易にマカオと長崎の両プロクラドールを結ぶ教会ルートが利用されていたことになる。少なくとも送金面でこれが利用されたことははつきりしているが、仕入れた商品の輸送の面でも教会が関与した可能性もある。

この場合は、長崎プロクラドールがこのかねを実際に送金することをせず、これを資金にして竜涎香を商つて利益を上げることを図り、プロクラドール手持のかねで渡そうとしたわけである。日本における竜涎香への投資については、一六二〇年二月十日付マカオ発、巡察師ジエロニモ・ロドリーゲス、プロクラドール・セバステイアン・ヴィエイラら八人のパードレが署名した「われわれ会員が行なつてあるシナリ日本間の貿易に関する報告」（総会長宛て）に、次のように記されている。

「大部分の竜涎香は、日本で一アラテル六、七クルザドから一〇クルザドの価の、悪質で黒色の竜涎香だというのが実情である。それをいくらか買って、マカオにもたらし、そこで加工し、金で装飾を施して、コンタス・宝石、その他の品物を作る。日本人はそれを好み、自國にもたらした。これらの品は領主たちに対する進物に供され、そのため、一層高価な他の贈物をせずにすんだ。また、余分の不必要的分は売られた。」

三、ところが、プロクラドールの手許にはそれだけのかねがなかったので、直ぐにこれを渡すことが出来ず、損害を与えた。そ

こで借金によってそれだけのかねを用意し、渡そうとした。

すなわち、この場合の揉事は、長崎プロクラドールが預ったかねをマカオ・プロクラドールに送らず、プロクラドールの手持のかねで渡そうとしたことが主因であった。当の船が安着したからよかつたが、万一艘が遭難していたら、一六〇九年ノッサ・セニヨーラ・ダ・グラツサ号事件発生に伴つて生じた訴訟事件と同じ問題に発展していたところであった。その事件とは、概要を記すと次の通りである。マカオの何人かの有力ポルトガル人が、イエズス会に金を託して、これを日本を持って行つて銀に替えることを依頼し、その運搬にノッサ・セニヨーラ・ダ・グラツサ号が利用された。金は事実日本で銀に替えられたが、イエズス会はその銀をマカオに帰航する同船に積載せず、積載したことにして、同船がマカオに安着したら所定の額の銀をポルトガル人たちに渡すよう、プロクラドールに指示した。そうしたところ、同船は事件発生によつて長崎沖で焼沈してしまつたので、イエズス会側は、海損委託者負担の慣行を楯にその銀を渡すのを拒んだのに對し、委託者のポルトガル人たちは、銀は同船に積載されていなかつたのであるから海損があつたとは言えない、として、所定の額の銀を要求し、ここに訴訟に發展し、永年にわたつて争われた。

イエズス会士によるこの種の受託行為そのものは一般的なことであるが、先のディアスの書翰に記されていた受託行為と、右の一件の受託行為とは、受託した場所が日本とマカオとの違はあるが、イエズス会が受託したかねを実際に目的地——こ

の場合に共にマカオ——に送付することをせずに、所定の銀をプロクラドール手持のかねで相手に渡すことにして、という共通した特徴を有する。前述の通り、この時代イエズス会は、極めて広域に及ぶその商業活動における送金に際して、広く手形を使用していたが、このような商業慣行が行われていたことが背景にあって、マカオ＝長崎間のイエズス会の仲介斡旋においても右のような行為が行われた、と言つてよいであろう。

右に述べたノッサ・セニヨーラ・ダ・グラッサ号を利用した受託行為の例から判るように、日本イエズス会が行なった貿易の仲介斡旋は、決して日本人の依頼によるものばかりではなく、マカオのポルトガル人の求めによって行われる場合もあった。マカオと長崎に駐在したプロクラドールは、それぞれの任地でこの種の商行為を受託し、互に協力し合つてそれを行なつていったと言えようが、ただ比較すれば、委託者は矢張り日本人の方がはるかに多かった、と言うべきであろう。すなわち、両地のプロクラドルの商業関係の業務を比較すると、仲介斡旋は長崎プロクラドル、会自身の商業活動はマカオ・プロクラドールに、それぞれより大きな比重がかかつっていた、と言うべきであろう。これは例えば、一六一三年三月二十一日付日本発、カルロ・スピノラの総会長宛て書翰にも、長崎駐在プロクラドールにとつてこの種の受託行為がいかに大きな負担になるかを強調して、これがために同職に就任することを嫌うパードレがいることを記した後で「イエズス会の資産を商うことの方はそれほど大きな名譽失墜にはなら

ず、しかもそれに関しては、日本のプロクラドールよりも、むしろマカオに駐在するプロクラドールの方が苦労するからである。」と記述されている通りである。スピノラは、前述の通り、かつてプロクラドールを一年半務め、右の書翰を認めた時は、長崎プロクラドールに就任して一年余経過したところであった。⁽¹¹³⁾ 両プロクラドールを経験したスピノラの右の記述は、矢張り注目に値する。

* * *

ところで、プロクラドールの商業活動は会 자체のための商行為が主なもので、仲介斡旋の方は左程大きな比重を占めるものではなかつた、ということが事実だとしても、そこに問題がなかつたわけではない。商業行為についてマカオ市と結んだ契約を遵守し、その枠内に止めていたらあまり問題はなかつたであろうが、前述の通り、これを遵守せず、それを逸脱した商業活動を拡大させていった。永年にわたつてこれが続けられ、嵩じてゆけば、そこから深刻な弊害が生ずることは明らかであろう。そのようなプロクラドールの活動を激しく非難した会員もいた。契約を結んだその後からこれを逸脱する商行為がプロクラドールによつて行われたようで、一五八四年十月六日付マカオ発、カブラルの総会長宛て書翰に、次のように記されている。

「彼〔巡察師ヴァリニャーノ〕は、さらに当地でパードレ・アンドレ・ピントを日本のプロクラドールにした。今日なお何人かの外部の者がこの生糸を買つてゐるが、これは同パードレの命令によるものである。彼〔アンドレ・ピント〕はかねを持ち、彼ら

にかねを与える、そして日本から彼の許にかねが戻って来る。彼はまたシナ商人たちと取引をして価格を決める。彼はあまりにもこれらとの取引や商業活動に深入しているので、異教徒たちのみがキリスト教徒たちやポルトガル人たちまでもが、これが彼の仕事だと受け取ってしまっている。同パードレ「巡察師」は彼に多くの特権を与え、このカーザの院長の命令に服する義務を免除した。私は、それがどの程度のものか、その職務にとって固有のものなのか、それがイエズス会の名声のために適切なものであるかどうか、知らない。⁽¹¹⁴⁾

またフェルナン・マルティンスは、一五九二年一月二十三日付マカオ発総会長宛て書翰の中で、プロクラドールの駐在するコレジオは、シナ商人たちが出入するため場所柄にふさわしくない情景が見られ、そのためコレジオが「取引所」の異名までとる有様で、そのために深刻な弊害⁽¹¹⁵⁾を招いている旨を記述している。現地からこのような批判の声が寄せられたことは、イエズス会本部でも大きな問題になつたようで、総会長アクワヴィーヴァは一五九三年十月二十四日付でヴァリニャーノに宛て、イエズス会カーザにおける商業活動の行過を是正するよう、指示を与えていた。しかし事態が急に改善されたわけではなかった。一五九六年十二月十日付ゴア発、カブラルの総会長補佐宛て書翰に、次のように記述されている。

「マカオにおいては、イエズス会に対してはるかに大きな不満が存在していた。そこでは、日本のプロクラドール、パードレ・ミゲル・ソアレスがコレジオの中に自分の取引所を持ち、そこで

たえず財貨の出し入れが行われており、シナ商人たちが頻繁に入する。同パードレは、他の人々を介して買えるにもかかわらず、自分で店に行って財貨を買い求めている。そして、日本に送られる商品に多額の投資をする外にも、同地で財貨を買い、それをもつと高値で転売する。資金は非常に巨額なので、その資金で、外から送られてくる財貨を買い占めてしまふ。すべての人々がこのことを訴え、不満を述べている。⁽¹¹⁶⁾

さらに、一六一八年九月十九日付日本発、ヴィエイラの総会長宛て書翰にも、多額の銀が運用され、そして大勢の商人が集まるプロクラドール事務所の実態が各方面の輿論を買つた旨、記述されている。

*

*

*

ここで、日本の資金が他の用途に流用される問題に触れておく。前述の通り、マカオには日本・スペイン・インド・マラッカ等から日本の資金が届けられたが、この内日本を除く他所からマカオに送られるかねについては、常に他に流用される危険があつたわけで、それに対する対策を講ずることを規則は定めていたわけである。ところが、その一方で同規則は、プロクラドール自身が日本に属するかね、日本でレスポンデンシアで借り入れたかねを日本以外の他の用途に用いてはならない旨、くり返し命じており、一見奇妙に思われる。しかし、プロクラドールが日本に属するかねを他に流用する、ということは、実際に行われたことであった。この点に関して、次に二通の書翰を擧げる。一六一六年三月十八日付長崎発、スピノラの総会長補佐宛て書翰に、次のように

に記述されている。

「昨年私は、管区の経費を調達し、三艘の船について交渉し——その船で会員たちが渡航した——そしてレスポンデンシアの返済をするために、出来る限りのこととした。そのレスポンデンシアの銀は、マカオのプロクラドールが、航海が行われなかつた二年間に、シナ〔教界〕を救済したり、負債を返済したりすることに費してしまつたものである。そのため私は、二〇〇〇クルザードを借りてそれを手形でポルトガルに送らねばならなかつた。それに加えて、それ以外にも借入をしなければならなかつた。それに加えて、私はマカオに一万一〇〇〇クルザード以上を投資のために送つた。その内の六〇〇〇を、私はレスポンデンシアで借り入れた。われわれ余員を扶養するために、いくらかの資産を加えることが出来ると考えてのことであつた。しかし、ナウ船がインドからマカオに渡来しなかつたので、彼らは、銀をカラベラ船で送る危険を冒すことを欲しなかつた。このカラベラ船は、海賊船が横行する現在では、ナウ船より安全なのである。マカオには会員がイルマンや同宿とともに大勢いるので、私が送つた銀も大部分消費し、残つていた多額の負債を返済した。そして日本には非常に僅かな商品しか送つてこず、私はそのすべてを売つて四四〇〇クルザードのかねをこしらえたにすぎなかつた。しかも五五〇〇クルザード以上のレスポンデンシアを返済しなければならなかつた。さらに私は、この上負債を残すことになるが、三四〇〇を手形で送つたが、それは彼地で投資して、その商品を次の航海で「日本に」もたらすためである。私は、少なくともレスポンデンシアで借り入れた

銀だけは、全額投資して商品を送つてくることを管区長が行わなかつたのには、驚いている。⁽¹¹⁹⁾

「一六一六年三月十八日付長崎発、スピノラの総会長宛て書翰には、以下のように記述されている。

「二年前、インドからマカオにかねが送られてこなかつたし、一年はナウ船が日本に渡来しなかつたため、われわれが所有していたものをすべて消費してしまつた。われわれは、生糸を買う資金を得るために、何千ドゥカドもの利息付きのかねを借り入れた。このかねは、一部は、現在マカオのコレジオにいる大勢の会員と同宿を扶養するため、一部は、シナ布教のパードレたちに補給をするため、一部は、新しいコチンシナ布教を開始するため、そして一部は、マカオの前任のプロクラドールが残した負債を返済するため、一部は、プロクラドールは昨年日本に僅かな生糸しか送つてこず、利息を払うにも足りなかつた。このため負債がふえた。(中略) マカオのプロクラドールは、日本のかねでシナ布教に対する補給をするよう貌下が命じた、と私に書き送つてきた。私は、貌下の意図は、余分があればそうすべきだが、われわれがすでにこれ程多額の負債をかかえている以上、それがすべきではない。いわんや、利息付きで借り入れたかねでそれを行えというものではない、と信ずる。というのは、利息は四〇パーセントで、五〇パーセントを徴する者もいるからである。そして、このかねでシナのパードレたちに補給が行われた二年間は、二〇〇〇ドゥカドが消費された。私は、それに対して二八〇〇を返済しなければならなかつた。利息付きで借りたかねは、貌

下の命令を行うための日本のかねと呼ぶことは出来ない、と私は思ふ。またシナ布教は、送られてきた元金だけでなく、その利息の分も負債になつてゐる、と思う。」

右の二点の史料によつて、次の事実を知ることが出来る。

一、日本でレスポンデンシアで借りた銀——恐らく一六一三年に借りた銀であろう——を、プロクラドールが、航海の行われなかつた二年間に、シナ教界救済や負債返済のために消費した。

二、そのため、さらに日本で二〇〇〇クルザド以上を借り入れ、ポルトガルに送つた。

三、さらに日本でレスポンデンシアで六〇〇〇クルザドを借り、自己資金五〇〇〇クルザド以上を加え、一万一〇〇〇クルザド以上を貿易資金としてマカオに送つた。

四、しかし、マカオのコレジオにいる会員・同宿の扶養、シナ布教の経費、コチンシナ布教の経費、および前任プロクラドールが残した負債を返済するために、この大部分を消費し、日本には非常に僅かな商品しか送つてこなかつた。それを売つて出来たかねは四四〇〇クルザドであつた。

五、総会長はプロクラドールに対し、日本のかねでシナ布教に対して補給するように命じた。二年間に日本でレスポンデンシアで借りたかね二〇〇〇ドゥカドが、シナ布教のために使われた。

すなわち、日本に属するかね、日本において日本教会の貿易資金を調達するためにレスポンデンシアで借り入れたかねを、プロ

クラドールが他に流用してしまつことは、現に行われたことであつた。その用途として右の史料に見える内、明らかに日本以外の目的に消費されたとみなされるものは、シナ布教とコチンシナ布教の経費に使われた分であるが、これが相当な額に上つたようである。そして、そのようなことが行われた原因として、日本のかねでシナ布教に對して経済援助をするよう、総会長からプロクラドールに指令が送られていたという。シナ教界は日本管区に屬していたし、またローマのイエズス会本部では、日本イエズス会の財務内容には余裕があると判断していたようで、それもまた、このような指令が発せられた理由であろう。例えば、一六一三年一月三十日付、総会長アクラヴィーヴァの日本準管区長パシオ宛て指令には「貴管区の出費が過大な額に上り、それを大巾に抑制する必要がある、という訴えが広く行われている。それは、多くの事柄において、われわれの会憲と修道誓願の限度を逸脱しているし、管区が僅かな資産しか持たず、その上補給が届くのが困難かつ危険であり、また会員たちが難儀な状態にあるからである」と見える。⁽¹²⁵⁾ また一六一六年一月五日付、総会長ヴィテレスキの日本管区長カルヴァーリヨ宛て指令には「過去何年かの間に勧告を受けたその他の個々の事項についても、尊師は遵守させるよう。また貴管区を、われわれの会憲、および他の諸管区の共通の運営方法に適合した、妥当な仕方に合わせるよう尽力すること。そして、会員がカーザ内で生活する時も、そこから布教に出かける時も、修道士としての清貧を逸脱した、豪奢も浪費も許さないこと。」⁽¹²⁶⁾ とある。このような内容の指令が発せられたことは、

本部が日本イエズス会の経済状態について、余給あるとの評斷を
していたことを物語るもの、と謂ふよ。

むろかく、プロクラムールが日本に属するかねを他にまわすん
とは、相当に行なれていた。一六一八年十月八日付長崎發、ペリ
ノラの總領長宛て書翰も、日本イエズス会のために借り入れたか
ねを、プロクラムールがシナ布教等他の用途に消費してしまは
迷惑してこぬことを記述した後で、次のよつてに續こゝる。「この
ため、この種の銀は決して消費しないで、全額を投資して心の商
品を日本に送るべ、マカオのプロクラムールに命じてやへた
い」と、私は巡察師に要請した。彼はそれを行ひ、事が極めて重要
なので、服務規定の掲を彼に課した。⁽¹²⁴⁾ この書翰を記したペリノ
ラは、長崎駐在プロクラムールであつた。右に原文の巡察師の掲
とは、ここで取り上げてきたガイエイの規則の上記のあたり
が、日本に属するかねの流用を禁じた前述の諸項目が規則と加え
られたのは、日本イエズス会へ長崎駐在プロクラムールから
強い働きかけが行われた結果であつたことが判る。

註

- (1) 高瀬弘一郎『キリスト教の歴史』北波書店、一九七七年、第二部第六章。
 - (2) J.F.Schütte, *Monumenta Historica Japoniae* 1, *Rome*, 1975, p. 205.
 - (3) Ibid., p. 427.
 - (4) Ibid., p. 429.
 - (5) *Archivum Romanum Societatis Iesu*, Jap. Sin. 9-II,
- ff. 167v, 302v. 横綱『マニマニヤの日本』、「耶波書店」
一九八一年、一七四〇。
- (6) J.F.Schütte, *Introductio ad Historiam Societatis Jesu in Japonia*, *Rome*, 1968, p. 1024.
 - (7) J.F.Schütte, *Monumenta*, pp. 216, 427, 1272.
 - (8) Ibid., p. 285.
 - (9) Ibid., p. 1300.
 - (10) 一九〇四年一月三十日正月ヤカニ紙、カトニリヤーへの總
領長宛て書翰 (Jap. Sin. 14-I, f. 154) J.F. Schütte,
Monumenta, p. 1300.
 - (11) Jap. Sin. 14-I, f. 83v.
 - (12) Jap. Sin. 14-I, f. 154.
 - (13) Jap. Sin. 14-I, f. 138.
 - (14) Jap. Sin. 14-I, f. 83v.
 - (15) Jap. Sin. 14-I, f. 154.
 - (16) Jap. Sin. 36, f. 147.
 - (17) J.F.Schütte, *Monumenta*, p. 1149.
 - (18) Jap. Sin. 14-I, f. 88.
 - (19) J.F.Schütte, *Monumenta*, p. 1302.
 - (20) Ibid., p. 595.
 - (21) Jap. Sin. 36, f. 159.
 - (22) ペリノラが因幡縣立新修十之んだいたのせ、一月九日年十二
月十八日正月二日。J.F.Schütte, *Monumenta*, pp. 581, 655,
853, 1302.
 - (23) Jap. Sin. 14-I, f. 83v.
 - (24) 横綱『マニマニヤの歴史』甲子・甲子・八〇。
 - (25) J.F.Schütte, *Monumenta*, pp. 689, 857.

- (26) 『画額弘 | 銘「采蘋符制度の起源」と云ふ』(『古文畫研究』
+E) 111~112頁。
- (27) Jap. Sin. 3, f. 48, 48v.
- (28) 『画額『サニハタハ畫代の歴史』』111頁。
- (29) J.F. Schütte, Monumenta, p.452.
- (30) Ibid., pp.690,1180. J.F. Schütte, *Introductio*, p. 1027.
たゞ、マカタ爾畫の町田也、日本をもマカタ爾畫の町田と稱いシテ
お井止つた、セトニヤーへのマカタ爾畫の町田と稱いシテ居
した。
- (31) J.F. Schütte, Monumenta, p.496.
- (32) Ibid., p.497.
- (33) Ibid., p.511.
- (34) Jap. Sin. 36, f.242.
- (35) J.F. Schütte, Monumenta, pp.586 (602, 664, 675)
- (36) Ibid., pp.495, 1323.
- (37) Jap. Sin. 36, f.154.
- (38) J.F. Schütte, Monumenta, p.511.
- (39) Ibid., p.513.
- (40) Ibid., p.539.
- (41) Ibid., p.1156.
- (42) M. Cooper, *Rodrigues the Interpreter*, New York,
1974, p.274.
- (43) J.F. Schütte, Monumenta, p.514.
- (44) Ibid., p.615.
- (45) Ibid., p.1136.
- (46) Ibid., pp.691, 695 (875)
- (47) Ibid., p.638.
- (48) Ibid., p.782.
- (49) Biblioteca da Ajuda, 49-V-5, f.196. (東大史科編纂所
藏絵本圖書館之文庫) J. F. Schütte, El «Archivo del Ja-
pón», Madrid, 1964, p.30. J. F. Schütte, *Introductio*, p.
796 J.F. Schütte, Monumenta, pp.944, 1139.
- (50) Ajuda, 49-V-7, f.107. (東大史科編纂所架蔵複製圖書
文庫)。
- (51) J.F. Schütte, Monumenta, p.1139.
Ibid., pp.662 (859, 876, 959)
- (52) 『画額『サニハタハ畫代の歴史』』118・119頁。
- (53) J.F. Schütte, Monumenta, p.859.
- (54) Ibid., p.959.
- (55) Jap. Sin. 34, f.146.
- (56) J.F. Schütte, Monumenta, p.782.
- (57) Ibid., pp.846, 847.
- (58) Ibid., pp.861 (877)
- (59) Ibid., p.961.
- (60) Ibid., p.1323.
- (61) 『画額『サニハタハ畫代の歴史』』118・119頁。
- (62) Jap. Sin. 18-I, f. 12v. J.F. Schütte, Monumenta, p.
944.
- (63) Ibid., p.847.
- (64) Ibid., p.862.
- (65) Ibid., p.957.
- (66) Ajuda, 49-V-6, f. 154v. (東大史科編纂所架蔵複製圖書
文庫)。
- (67) Ibid., p.638.
- (68) Jap. Sin. 16-II, f.229.

- (69) Jap. Sin. 18-I, f. 66. M. Cooper, op. cit., p. 325.
- (70) J. F. Schütte, Monumenta, p. 1184.
- (71) Ibid., p. 998.
- (72) Jap. Sin. 29-I, f. 153.
- (73) Ajuda, 49-IV-66, ff. 10~13v. (東大史科編纂所架蔵複
製本) 案瀬『トウダヒツコヒンソカク』 1'~K〇K~K~K~K~K
頁。
- (74) Ajuda, 49-IV-66, ff. 13v.~15v. (東大史科編纂所架蔵
複製本) 案瀬『トウダヒツコヒンソカク』 1'~K〇K~K~K~K
四頁。
- (75) Jap. Sin. 8-I, ff. 259~262v. Jap. Sin. 49, ff. 252~257.
- (76) Jap. Sin. 49, f. 257, 257v.
- (77) Jap. Sin. 49, f. 257v.
- (78) 案瀬『ヤニシタハ世子の唐記』 H111|~H111頁。
- (79) 規賈 11項 Ajuda, 49-IV-66, f. 10. 『トウダヒツコヒンソカク
本』 1'~K〇K頁。
- (80) 規賈 11項 Ajuda, 49-IV-66, f. 10v. 『トウダヒツコヒンソカク
本』 1'~K〇K頁。
- (81) 案瀬弘 1郎「日本ハニッケの生糸貿易」といふ」(『ヤニ
シタハ唐記』 111) 1四八~11〇頁。
- (82) 規賈 11項 Ajuda, 49-IV-66, f. 10v. 『トウダヒツコヒンソカク
本』 1'~K〇K頁。
- (83) 案瀬『ヤニシタハ世子の唐記』 第1編第8・9章、同「ヤ
ニシタハ教會の貿易活動——ユヘン生糸以外の商品について
——』(『社会經濟史学』 111~1)、同「ヤニシタハ教會の貿
易活動——マカオ=最臨間以外の貿易について——』(『ヤニシ
タハ研究』 18) の他。
- (84) 規賈 (『トウダヒツコ』) 111項 Ajuda, 49-IV-66, f. 15. 『ト
ウダヒツコヒンソカク』 1'~K111頁。
- (85) 規賈 11項 Ajuda, 49-IV-66, f. 10. 『トウダヒツコヒンソカク
本』 1'~K〇十頁。
- (86) 規賈 111項 Ajuda, 49-IV-66, f. 12v. 『トウダヒツコヒンソカク
本』 1'~K111頁。
- (87) 規賈 (『トウダヒツコ』) 111項 Ajuda, 49-IV-66, f. 15v. 『ト
ウダヒツコヒンソカク』 1'~K111頁。
- (88) 規賈 (『トウダヒツコ』) 111項 Ajuda, 49-IV-66, f. 15v. 『ト
ウダヒツコヒンソカク』 1'~K111頁。
- (89) 高瀬弘 1郎「ヤニシタハ時代における『教説』について」
(『古文書研究』 111) 摘載予定)
- (90) マカオに現わる貿易・也舎の収入といふは、本稿(中)
で触れぬ。
- (91) 規賈 1111~1111項 Ajuda, 49-IV-66, f. 12. 『トウ
ダヒツコヒンソカク』 1'~K111~K111頁。
- (92) 規賈 11項 Ajuda, 49-IV-66, f. 11. 『トウダヒツコヒンソカク
本』 1'~K〇九頁。
- (93) A. Valignano, Adiciones del Sumario de Japón, J.
L. Alvarez-Taladriz ed., p. 659. 案瀬『ヤニシタハ世子の唐
記』 H111頁。
- (94) Jap. Sin. 2, f. 118v. 『トウダヒツコヒンソカク』 1'~K〇四頁。
- (95) 規賈 111項、規賈 (『トウダヒツコ』) H111~H111項 Ajuda,
49-IV-66, ff. 11, 14, 15v. 『トウダヒツコヒンソカク』 1'~K〇九~
K111~K111頁。
- (96) 規賈 (『トウダヒツコ』) 111項 Ajuda, 49-IV-66, f. 15. 『ト
ウダヒツコヒンソカク』 1'~K111頁。

- (97) 規則 十二項 Ajuda, 49-IV-66, f.11v. 『ヘンカクスル
日本』 1' 大 1〇頁。
- (98) 規則 (カニヒヤ) 十四項 Ajuda, 49-IV-66, f.15. 『ヘ
ンカクスル日本』 1' 大 11頁。
- (99) 高瀬『キニシタハ時代の研究』 11九七頁。
- (100) 規則 (カニヒヤ) 十七項 Ajuda, 49-IV-66, f.15v. 『ヘ
ンカクスル日本』 1' 大 11頁。
- (101) 規則 (カニヒヤ) 大項 Ajuda, 49-IV-66, f. 14, 14v.
『ヘンカクスル日本』 1' 大 1〇頁。
- (102) 規則 (カニヒヤ) 十四項 Ajuda, 49-IV-66, f. 15. 『ヘ
ンカクスル日本』 1' 大 1〇頁。
- (103) 規則 七項 Ajuda, 49-IV-66, f. 10v. 『ヘンカクスル日本
本』 1' 大〇八頁。
- (104) 規則 二十八項 Ajuda, 49-IV-66, f. 12v. 『ヘンカクスル
日本』 1' 大 1四頁。
- (105) 高瀬『キニシタハ時代の研究』 11九九頁。
- (106) Jap. Sin. 17, f.154. 『ヘンカクスル日本』 1' 四七
一〇一頁。
- (107) J. F. Schütte, Monumenta, p.1165.
- (108) Jap. Sin. 16-II, f.231. 1' 大 1四頁。『ヘンカクスル日本
本』 1' 大 1四頁。
- (109) 高瀬弘一郎「マカナ=眼鏡題に就く」前掲、大田。
——鎖國以前の糸韁符の関連に就いて——」(『歴史』) 四十九
一〇回) 11四一頁。
- (110) Jap. Sin. 45-I, f.236, 236v. 高瀬「キニシタハ時代の研究
題題——マカナ=眼鏡題に就く」前掲、大田。
大田、『ヘンカクスル日本』 1' 五一一頁。
- (111) 高瀬『キニシタハ時代の研究』 11六三~一九〇頁。
- (112) Jap. Sin. 36, f. 159.
- (113) 高瀬『キニシタハ時代の研究』 11一八・11一九頁。
- (114) Jap. Sin. 9-II, ff.167v., 302v. 『ヘンカクスル日本』 1'
一〇一頁。
- (115) Jap. Sin. 11-II, ff.267v., 268. 『ヘンカクスル日本』 1'
九四・九五頁。
- (116) Jap. Sin. 3, f.16. 高瀬『キニシタハ時代の研究』 11四四
・五五一頁。
- (117) Archivum Romanum Societatis Iesu, Goa 32, f.58
7. 高瀬『キニシタハ時代の研究』 11四一頁。『ヘンカクスル日本
本』 1' 一八九・一九〇頁。
- (118) Jap. Sin. 17, f.154, 154v. 『ヘンカクスル日本』 1' 四七
一〇一頁。
- (119) Jap. Sin. 36, f.181. 高瀬『キニシタハ時代の研究』 11九
八・一〇九頁。
- (120) Jap. Sin. 36, f.179v. 高瀬『キニシタハ時代の研究』 11
一〇一〇一頁。
- (121) J. F. Schütte, Introductio, p.387.
- (122) Jap. Sin. 3, f.42v.
- (123) Jap. Sin. 3, f.53v.
- (124) Jap. Sin. 36, ff.191v., 193v. 『ヘンカクスル日本』 1' 四
九一・一〇九一〇一頁。
- (125) 高瀬『キニシタハ時代の研究』 11一八・五一九頁。